

(3) 結果のまとめ

- 1) 医療観察法の対象者への関与では、保健所では全体の半数以上の52%が関与しているのに対し、市町村での関与は全体の20%に留まり、8割以上の市町村で関与がなかった。
- 2) 一般の精神保健福祉業務実施体制では、精神保健福祉専従の担当課をもっている保健所は全体の4割余りであり、その他は兼務となっていた。一方、市町村では、一般の精神保健福祉業務は障害福祉担当課で対応するところが一番多く、事例に応じて障害福祉担当

課以外の保健担当や生活保護担当課等で適宜対応するとする回答が多かった。

3) 精神保健福祉士の必要性では、「精神保健福祉士が必要」と回答したのは全体の2割に留まり、「必要ではあるが他の職種でも対応は可」とする回答は6割以上となった。

4) 精神保健福祉業務上、現在比重の高い業務は、保健所では精神保健福祉相談や訪問指導、受診援助や措置診察など精神科医療に関する業務の比重が高いのに対し、市町村では

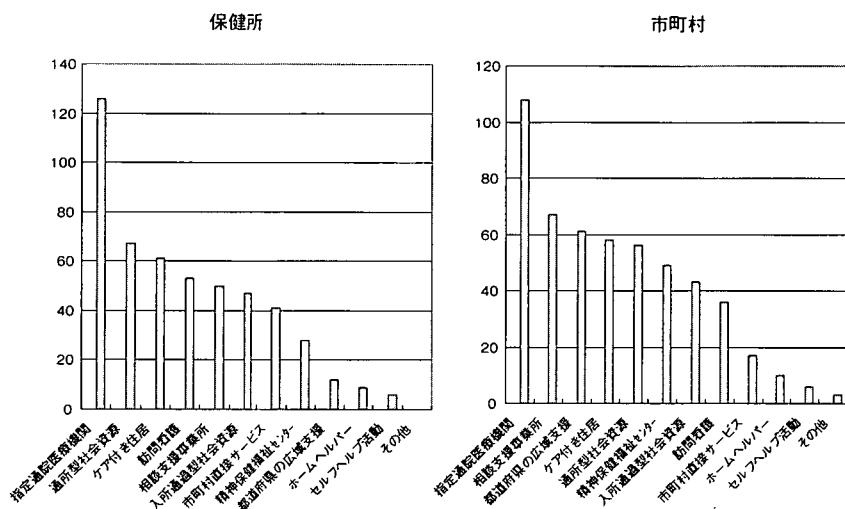


図10 地域処遇で必要な社会資源

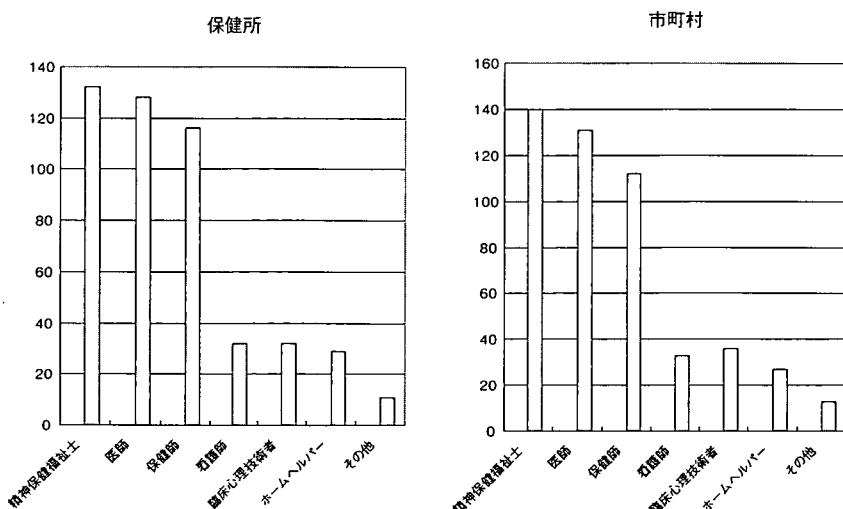


図11 地域処遇で必要な人材

自立支援法関係や退院促進、障害者自立支援法に基づく医療以外の福祉サービス、社会復帰に向けた業務の比重が高かった。

一方、今後、積極的に取り組む必要のある業務は、保健所では退院促進や自殺予防対策やひきこもり対策等の業務があげられたのに対し、市町村では自立支援法関係や自殺予防対策などの業務があげられ、それぞれの機関において、医療観察法関連業務の位置付けが低い現状にあると考えられた。

5) 医療観察法の対象者への関与では、保健所および市町村双方で、鑑定入院中や指定入院中からといった比較的早期の段階から関与があった。また、関与の体制では一般的の精神保健福祉の実施体制で対応し、医療観察法という特別な体制を組んでいるところは少なかった。

対象者に関わった職種では、保健師が圧倒的に多く、次いで精神保健福祉士が関与していた。

関与事例では新規事例が多く、継続事例の関与の契機では、本人の相談で関わった事例である、あるいは関係機関から相談を受けた事例であるといったものが多かった。

6) 地域処遇上の関係機関では、保護観察所、指定通院医療機関との関わりが一番多くあると回答したところが多かった。

7) 地域処遇上の課題では、「人員不足」や「業務上、時間的な余裕がない」、「法制度に関する理解が少ない」、「法制度に関する研修が少ない」などが出されたが、特に市町村では、「市町村の役割が明確でない」といった意見が出された。

8) 今後、地域処遇上必要な社会資源では、指定通院医療機関や通所型社会資源、相談支援事業所など、人材では、精神保健福祉士や医師、保健師をあげるところが多く、特に精神保健福祉士が地域処遇では必要な人材であるという回答が保健所および市町村双方にお

いて、一番多かった。

D. 考察

1. 医療観察法施行後約3年が経過し、地域処遇が行われる事案が増加している現状の中、地域精神保健福祉活動の中心的機関である保健所および市町村では、実際に医療観察法の対象者への関与が増加する傾向にある。本調査結果から保健所は比較的関わりを多く持っていることがわかったが、市町村での関与は約8割の市町村で関与がないものの、今後は増加すると考えられる。
2. 精神保健福祉業務の実施体制では、精神保健福祉専従の担当課を有する保健所は少なく、市町村ではその多くが、障害福祉担当課で対応する以外、事例に応じ市町村の3課で適宜対応している現状があった。対象者のニーズに応ずるためには、今後、できれば専従の担当課を整備し、精神保健福祉専任の職員配置がなされる必要があると考えられる。
3. 精神保健福祉士の配置では、精神保健福祉士は「必ず必要である」とする回答は少なく、「必要ではあるが他の職種でも対応が可」と回答したところが特に市町村で予想以上に多かったのは、とても残念である。しかし、今後は、精神保健福祉士が医療観察法の対象者の地域生活支援活動においても専門性を發揮し、社会復帰に向けた役割や機能を各機関の中で明確化するとともに実践することが重要となる。さらに職域拡大として、各市町村に精神保健福祉士の登用も含めて、医療観察法業務の拡充を図っていく必要がある。
4. 現行の地域処遇では、入院処遇などにおける指定入院医療機関の手厚い支援体制と

比較し、本調査でも明らかになったように指定通院医療機関や社会復帰施設数の不足は明らかであり、医療観察法の対象者の社会復帰活動を推進していくことを阻害する要因と考えられ、大きな課題となっている。

5. 今後は、地域における必要な社会資源および人材を手当てし、各地域において隔たりのない社会復帰活動を展開する基盤づくりを早急に行うことが必要であり、精神障害者の地域精神保健福祉活動の中心的な機関となる保健所や障害者の福祉サービスの実施機関となる市町村、精神保健福祉センターなどと機関連携、地域ネットワークの構築と併せて、対象者の支援活動の更なる強化を図っていくことが求められている。

今年度は、医療観察法における保健所および市町村の役割に関する調査を実施し、さらに保健所および市町村に勤務する精神保健福祉士の役割に関し、検証した。本調査では検証や分析で不十分な部分が多くあったと考えられた。

よって、次年度（最終年度）の調査研究では、本調査の結果の再評価も含め、地域処遇を行う上では、今後、重要な役割を担う社会復帰施設および、その施設に勤務する精神保健福祉士を対象とした調査を実施することとし、医療観察法における精神保健福祉士の役割に関する研究をさらに深めていくこととする。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

四方田清、五月女純子、佐藤三四郎、佐々木英司、堀切明、尾上孝文：「医療観察法における精神保健福祉センターの関与の実際と課題」第6回日本精神保健福祉学会、宮崎、2007.6.9.

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし
3. その他
なし

資料

平成19年12月10日

各保健所所長様

平成19年度こころの健康科学研究事業
「医療観察法による医療提供のあり方に関する研究」
分担研究「医療観察法に携わる精神保健福祉士の
役割に関する研究」分担研究者 佐藤 三四郎
(公印省略)

「医療観察法における保健所の役割に関するアンケート調査」について（お願い）

平素より当研究班の研究活動につきまして、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。
さて、当研究班では昨年度からこころの健康科学研究事業「医療観察法による医療提供のあり方に関する研究」（主任研究者：岡山県精神医療センター中島豊爾）の分担研究として、「医療観察法に携わる精神保健福祉士の役割に関する研究」を行って参りました。

平成19年度については、地域精神保健福祉機関のなかでも精神保健福祉行政の第一線機関と位置づけられる保健所を対象として、別添アンケート調査を実施することといたしました。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ではございますが、本調査の実施に御協力くださるよう、心からお願い申し上げます。

なお、調査結果については、御協力をいただいた保健所あてに報告させていただくことを申し添えます。

本調査に関する問い合わせ先

分担研究「医療観察法に携わる精神保健福祉士に役割に関する研究」

地域精神保健福祉部門研究協力者

千葉県精神保健福祉センター審査課 四方田清（ヨモダキヨシ）

電話 043-263-3891 FAX 043-265-3963

E-mail : k.ymd10@mb.pref.chiba.lg.jp

平成19年12月10日

各市町村 精神保健福祉担当課長 様

平成19年度こころの健康科学研究事業
「医療観察法による医療提供のあり方に関する研究」
分担研究「医療観察法に携わる精神保健福祉士の
役割に関する研究」分担研究者 佐藤 三四郎
(公印省略)

「医療観察法における市町村の役割に関するアンケート調査」について（お願ひ）

平素より当研究班の活動につきまして、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。
さて、当研究班では昨年度からこころの健康科学研究事業「医療観察法による医療提供のあり方に関する研究」（主任研究者：岡山県精神医療センター中島豊爾）の分担研究として、「医療観察法に携わる精神保健福祉士の役割に関する研究」を行って参りました。
平成19年度については、地域精神保健福祉機関のなかでも身近で直接サービスを提供する市町村の精神保健福祉担当部署を対象として、別添アンケート調査を実施することといたしました。
つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ではございますが、本調査の実施に御協力くださるよう、心からお願ひ申し上げます。
なお、調査結果については、御協力いただいた市町村あてに報告させていただくことを申し添えます。

本調査に関する問い合わせ先

分担研究「医療観察法に携わる精神保健福祉士に役割に関する研究」
地域精神保健福祉部門研究協力者
千葉県精神保健福祉センター審査課 四方田清（ヨモガキヨシ）
電話 043-263-3891 FAX 043-265-3963
E-mail : k.ymd10@mb.pre.chiba.lg.jp

「医療観察法における保健所・市町村の役割に関する調査」について

この調査は、平成19年度こころの健康科学研究事業「医療観察法による医療提供のあり方に関する研究」（主任研究者：岡山県精神医療センター院長 中島豊爾）（以下、本研究という。）の分担研究「医療観察法に携わる精神保健福祉士の役割に関する研究」（以下、「分担研究」という。）の一環として行われるものです。

本研究は、医療観察法によって提供される医療等に関する実地検証を行い、司法精神医療の適正化と円滑化を目指すもので、平成18年度を初年度とし平成20年度まで3年計画の研究であり、本年度は2年目の研究となります。

当分担研究においては、同様の視点に立ち、医療観察法制度における精神保健福祉士の役割や機能について、地域処遇における対象者の支援活動について、実態を明らかにするとともに、課題を明確にし、よりよい運用に資することを目的としております。

今年度は、初年度の「医療観察法における精神保健福祉センターの役割に関する調査」に引き続き、2年目の調査として地域精神保健福祉活動の第一線機関である保健所、および市町村を対象に調査を行うものです。

つきましては、調査の趣旨を御理解いただき、御協力くださるよう、宜しくお願ひ申し上げます。

平成19年12月10日

平成19年度こころの健康科学研究事業
「医療観察法による医療提供のあり方に関する研究」
分担研究「医療観察法に携わる精神保健福祉士の役割に関する研究」
分担研究者 佐藤 三四郎（東京福祉大学）

【調査実施要領】

1. 調査対象：全国の保健所 518カ所
　　全国の市町村（精神保健福祉担当課）1823カ所
2. 調査目的：本調査は地域精神保健福祉活動推進の行政機関とされる保健所・市町村の役割について、その実態を明らかにし、医療観察法に基づく地域処遇における今後の課題を明らかにすることを目的とする。
3. 調査期間：平成19年12月10日（月）から平成19年12月21日（金）
4. 調査方法：記名式アンケート調査（回答方法：郵送）
5. 回収期限：平成19年12月21日（金）
6. 結果報告：集計結果及び分析について、後日御協力をいただいた保健所、市町村あてに御報告いたします。

※ 調査票の提出先

〒260-8790

千葉県千葉市中央区仁戸名町666-2

千葉県精神保健福祉センター内 厚生労働科学研究・研究協力者 四方田清行き
電話 043-263-3891 FAX 043-265-3963

医療觀察法における保健所・市町村の役割に関する調査
(保健所用)

質問票

～調査にご協力いただくにあたってのお願いごと～

- ① 回答は、平成19年11月30日現在でご記入ください。
- ② 回答は、別紙調査回答票にご記入ください。
- ③ 調査回答票は、平成19年12月21日（金曜日）までに、同封の封筒にてご返送ください。
- ④ 調査のご回答いただいた内容について、問い合わせをさせていただく場合もありますので、調査回答票には記入者の所属（係）、氏名、連絡先等をご記入ください。
- ⑤ なお、機関名については、本調査分析のみに使用し、公表することは致しません。

設問Ⅰ 貴保健所における医療観察法対象者の処遇上の関与について、お聞かせください。

(1) 平成17年7月15日から平成19年11月30日までの間での関与状況についてお聞かせください。該当する記号を回答欄にご記入ください。（支所がある場合には支所の関与も含めてご回答ください。）

※「関与」とは、調査照会、ケア会議への出席依頼、文書通知、地域処遇への参加等があったものとします。

ア 関与はあった → (設問Ⅱ以降をご回答ください)

イ 関与はなかった → (設問Ⅱまで、ご回答ください)

(2) 関与がなかった理由について、該当する記号を回答欄にご記入ください。

ア 社会復帰調整官（保護観察所）から要請がない

イ 要請はあったが、まだ保健所が関与する段階ではなかった

ウ 要請はあったが、保健所の体制（人員配置等）として余裕がなかった

エ 医療観察法事例については保健所が関与する必要はない

オ その他（直接回答欄にご記入ください）

設問Ⅱ 貴保健所についてお聞かせください。

(1) 貴保健所の設置主体について、該当する記号を回答欄にご記入ください。

また、貴保健所に支所等がある場合には、回答用紙の欄にその数をご記入ください。

ア 都道府県

イ 政令指定都市

ウ 中核市

エ 特別区

(2) 貴保健所管内の人口について、人口数を回答欄にご記入ください。

(3) 貴保健所の精神保健福祉担当の実施体制について、該当する記号を回答欄にご記入ください。

ア 精神保健福祉専門の担当課や係等で対応している

イ 精神保健福祉を含め複数の業務の担当課や係等で対応している

ウ その他（直接回答欄にご記入ください）

（4－1）貴保健所における精神保健福祉担当職員の配置状況について、人数及び専任か否かも含め、該当する記号を回答欄にご記入ください。

- | | |
|-----------|----------------------|
| ア 医師 | エ 臨床心理技術者 |
| イ 保健師 | オ その他（回答欄に直接ご記入ください） |
| ウ 精神保健福祉士 | |

（4－2）保健所が行う地域処遇上「精神保健福祉士」は必要な職種と思われますか。

- ア 必ず必要な職種である
イ 必要であると思うが、他の職種で対応することも可能である
ウ 必ずしも必要な職種ではない
エ 必要な職種ではない

（4－3）上記設問の（4－1）で「精神保健福祉士は現在、配置していない」と回答した場合のみご回答ください。

貴保健所では、今後精神保健福祉士を配置する予定がありますか。

- ア 配置する予定である（精神保健福祉士の人員要求あり）
イ 配置する予定である（精神保健福祉士の人員要求なし）
ウ 配置する予定はない（他職種の人員要求あり）
エ 配置する予定はない（他職種の人員要求なし）
オ 配置することを検討したい
カ その他（直接回答欄にご記入ください）

（4－4）精神保健福祉士を配置するとした場合、次のどの機関に配置する必要があるとお考えですか。（複数回答可）

- ア 保健所
イ 精神保健福祉センター
ウ 都道府県精神保健福祉主管課
エ 市町村
オ 障害者自立支援法関連事業所
カ 精神科医療機関
キ その他（直接回答欄にご記入ください）

(5) 貴保健所が行っている以下の精神保健福祉業務についてお聞きします。

- | | |
|-------------------|----------------------|
| ア 精神保健福祉相談 | サ 思春期・ひきこもり相談関連事業 |
| イ 普及啓発 | シ アルコール・薬物相談関連事業 |
| ウ 訪問指導 | ス 医療観察法関連業務 |
| エ 受診援助（受診勧奨） | セ 当事者活動支援 |
| オ 退院促進事業 | ソ 措置診察・移送等の法施行業務 |
| カ 組織・団体育成援助（家族会等） | タ 保健所デイケア・グループワーク |
| キ 障害者自立支援法関係業務 | チ 社会適応訓練事業 |
| ク 精神保健ボランティア育成 | ツ 精神障害者保健福祉手帳 |
| ケ 自殺予防対策関連事業 | テ 自立支援医療 |
| コ 高齢者・認知症相談関連事業 | ト その他（直接回答欄にご記入ください） |

(5-1) 貴保健所において、精神保健福祉業務の中で、現在比重が高いと思われる業務を上記から5つ選択してください。

(5-2) 貴保健所において、精神保健福祉業務の中で、今後積極的に関わっていく必要があると思われる業務を上記から5つ選択してください。

(6) 医療観察法対象者の地域処遇の体制に関し、「地域における処遇のガイドライン」「都道府県で定めている処遇の運営要領」に基づく所内体制の整備について、該当する記号を回答欄にご記入下さい。

- ア 運営要領等に基づき体制を整備した
- イ 今後、運営要領等を確認し体制を検討する
- ウ 通常の体制で対応する
- エ 医療観察法に基づく地域処遇の体制を整備する予定はない
- オ その他（直接回答欄にご記入ください）

(7) 医療観察法対象者に対する印象（イメージ）についてお聞きします。該当する記号を回答欄にご記入ください。（複数回答可）

- ア 処遇困難事例である
- イ 犯罪者であるため、司法が対応すべきである
- ウ 一般的な精神障害者と同様な事例であり、特別な印象はない
- エ その他（直接回答欄にご記入ください）

※ 関与のなかった保健所については、これで終了です。

設問Ⅲ 地域処遇における関与の実際についてお聞かせください。

(1) これまで関与した対象者数（実数）について、回答欄にご記入ください。
(平成19年11月30日現在)

(2) どの段階で関与を開始したのか、関与を開始した時期ごとに、事例数をご記入ください。

- ア 医療観察法による鑑定中から
- イ 医療観察法による入院中から
- ウ 医療観察法による通院中から
- エ 医療観察法による処遇終了時点から（医療観察法の終了）
- オ 医療観察法において不処遇になった時点から
(医療観察法を適用しない決定：対象外)

(3) 関与の体制について、該当する記号を回答欄にご記入ください。

- ア 一般の精神保健福祉サービスと同様の体制で関与している
 - ① 1人で対応
 - ② 複数人で対応
- イ 特別体制で関与している
 - ① 1人で対応
 - ② 複数人で対応

(4) 関与しているすべての職種について、該当する記号を回答欄にご記入ください。

- ア 医師
- イ 保健師
- ウ 看護師
- エ 精神保健福祉士
- オ 臨床心理技術者
- カ その他（直接回答欄にご記入ください）

(5) 関与した事例について、該当する記号を回答欄にご記入ください。

- ア 新規事例（新たに医療観察法として対応する場合）
- イ 繼続事例（医療観察法開始以前を含め、従来から関与していたこと）

(6) 「(5)イ 繼続事例」への関与を開始した状況ごとに事例数を回答欄にご記入ください。

- ア 本人・家族からの相談
- イ 近隣からの苦情
- ウ 警察からの相談
- エ 関係機関からの紹介
- オ その他（直接回答欄にご記入ください）

(7) 地域処遇で実施した関与（サービス）について、該当する記号を回答欄にご記入ください。（複数回答可）

- ア 面接
- イ 訪問
- ウ 電話
- エ ケア会議等への参加
- オ ホームヘルパーの利用
- カ 相談支援事業所・地域生活支援センター・地域活動支援センターの利用
- キ その他の社会復帰施設等の利用
- ク その他（直接回答欄にご記入ください）

(8) 地域処遇を行うに当たって、連携している機関について該当する記号を回答欄にご記入ください。（複数回答可）

- ア 市町村障害福祉担当 イ 市町村保健担当 ウ 市町村生活保護担当
- エ 精神保健福祉センター オ 保護観察所 カ 相談支援事業所
- キ 社会復帰施設 ク 指定入院医療機関 ケ 指定通院医療機関
- コ 精神科病院 サ 精神科診療所 シ その他（直接回答欄にご記入ください）

(9) 貴保健所内で行っている医療観察法について活用できる地域ネットワークについて該当する記号を回答欄にご記入ください。（複数回答可）

- ア 地域連絡会議
- イ 地域処遇に係る事例検討会（ケア会議も含む）
- ウ 地域処遇に係る研修会
- エ その他（直接回答欄にご記入下さい）

(10) 保健所における地域処遇上の関与に係る課題について、該当する記号を回答欄にご記入ください。（複数回答可）

- ア 繼続的な日常生活の支援を行う時間的余裕がない
- イ 精神保健福祉専門の担当課がない
- ウ 精神保健福祉を専門とする職員がいない
- エ 関与する人員が不足している
- オ 保健所には明確な役割がなく、何をしたらよいか不明
- カ 医療観察法制度に関する情報が少ない
- キ 医療観察法制度への理解が不十分である
- ク 医療観察法制度に係る研修等がない（少ない）
- ケ 地域処遇を行う上で、各機関のネットワークが構築されていない
- コ 通常の事例とは違う特別な対応をすべきではない
- サ その他（直接回答欄にご記入ください）

(11) 医療観察法の処遇終了後の関与について、該当する記号を回答欄にご記入ください。

- ア ケア会議の方針に基づいて関与する
- イ 市町村の相談事例として協力する
- ウ 保健所の相談事例として継続する
- エ 精神保健福祉センターの相談事例として協力する
- オ 事例に応じて関与する
- カ 関与しない
- キ その他（直接回答欄にご記入ください）

(12) 医療観察法の地域処遇を進めるにあたり、どんな社会資源と人材が必要と感じますか。該当する記号をそれぞれ3つ回答欄にご記入ください。

＜社会資源＞

- ア 指定通院医療機関
- イ 都道府県の広域支援
- ウ 精神保健福祉センターの支援
- エ 市町村の直接サービス
- オ 相談支援事業所
- カ 通所型の社会資源
- キ 入所通過型の社会資源
- ク グループホームなどケア付き住居
- ケ ホームヘルパー
- コ 訪問看護

サ セルフヘルプ活動
シ その他（直接回答欄にご記入ください）

<人材>

ス 医師
セ 保健師
ソ 看護師
タ 精神保健福祉士
チ 臨床心理技術者
ツ ホームヘルパー
テ その他（直接回答欄にご記入ください）

ご協力ありがとうございました。

医療観察法における保健所・市町村の役割に関する調査
(市町村用)

質問票

～調査にご協力いただくにあたってのお願いごと～

- ① 回答は、平成19年11月30日現在でご記入ください。
- ② 回答は、別紙調査回答票にご記入ください。
- ③ 調査回答票は、平成19年12月21日（金曜日）までに、同封の封筒にてご返送ください。
- ④ 調査のご回答いただいた内容について、問い合わせをさせていただく場合もありますので、調査回答票には記入者の所属（係）、氏名、連絡先等をご記入ください。
- ⑤ なお、機関名については、本調査分析のみに使用し、公表することは致しません。

設問Ⅰ 貴市町村における医療観察法対象者の処遇上の関与について、お聞かせください。

(1) 平成17年7月15日から平成19年11月30日までの間での関与状況についてお聞かせください。該当する記号を回答欄にご記入ください。(支所がある場合には支所の関与も含めてご回答ください。)

※「関与」とは、調査照会、ケア会議への出席依頼、文書通知、地域処遇への参加等があったものとします。

ア 関与はあった → (設問Ⅱ以降をご回答ください)

イ 関与はなかった → (設問Ⅱまで、ご回答ください)

(2) 関与がなかった理由について、該当する記号を回答欄にご記入ください。

ア 社会復帰調整官(保護観察所)から要請がない

イ 要請はあったが、まだ市町村が関与する段階ではなかった

ウ 要請はあったが、市町村の体制(人員配置等)として余裕がなかった

エ 医療観察法事例については市町村が関与する必要はない

オ その他(直接回答欄にご記入ください)

設問Ⅱ 貴市町村についてお聞かせください。

(1-1) 貴市町村管内的人口数についてお教えください。

直接回答欄にご記入ください。

(1-2) 市町村の区分について、以下該当する記号を回答欄にご記入ください。

ア 地方自治法に基づく指定都市

イ 地方自治法に基づく中核市

ウ 地方自治法に定める特別区

エ 地域保健法に基づく政令市

オ その他の市

カ 町

キ 村

(1-3) 上記設問「(1-2) ア~ウ」と回答された市にお聞きします。貴市では、保健所を設置していますか。

① はい ② いいえ

(2) 貴市町村の精神保健福祉担当の実施体制について、どの部署が主に担当していますか。該当する記号を回答欄にご記入ください。

- ア 保健担当部署が主に担当している
- イ 障害福祉担当部署が主に担当している
- ウ 生活保護担当部署が主に担当している
- エ 保健担当・障害福祉担当・生活保護担当で明確に業務分担している
- オ 保健担当・障害福祉担当・生活保護担当で事例により適宜担当する
- カ その他（直接回答欄にご記入ください）

(3) 貴市町村が行っている以下の精神保健福祉業務についてお聞きします。

ア 精神保健福祉相談	ケ 自殺予防対策関連事業
イ 普及啓発	コ 高齢者・認知症相談関連事業
ウ 訪問指導	サ 思春期・ひきこもり相談関連事業
エ 受診援助（受診勧奨）	シ アルコール・薬物相談関連事業
オ 退院促進事業	ス 医療観察法関連業務
カ 組織・団体育成援助（家族会等）	セ 当事者活動支援
キ 障害者自立支援法関係業務	ソ その他（直接回答欄にご記入ください）
ク 精神保健ボランティア育成	

(3-1) 貴市町村において、精神保健福祉業務の中で、現在比重が高いと思われる業務を上記から5つ選択してください。

(3-2) 貴市町村において、精神保健福祉業務の中で、今後積極的に関わっていく必要があると思われる業務を上記から5つ選択してください。

(3-3) 貴市町村における対人保健福祉サービス担当職員の配置状況について、該当する記号を回答欄にご記入ください。（人数および専任か否か。支所がある場合には支所の配置状況も含む。複数回答可）

- ア 医師
- イ 保健師
- ウ 看護師
- エ 精神保健福祉士
- オ 臨床心理技術者
- カ その他（直接回答欄にご記入ください）

(3-4) 市町村が行う地域処遇上、「精神保健福祉士」は必要な職種と思われますか。該当する記号を回答欄にご記入ください。

- ア 必ず必要な職種である
- イ 必要であると思うが、他の職種で対応することも可能である
- ウ 必ずしも必要な職種ではない
- エ 必要な職種ではない

(3-5) 上記設問(3-3)で、「精神保健福祉士は現在、配置していない」と回答した場合のみ、お答えください。

貴市町村では、今後、精神保健福祉士を配置する予定はありますか。該当する記号を回答欄にご記入ください。

- ア 配置する予定である（精神保健福祉士の人員要求あり）
- イ 配置する予定である（精神保健福祉士の人員要求なし）
- ウ 配置する予定はない（他職種の人員要求あり）
- エ 配置する予定はない（他職種の人員要求なし）
- オ 配置することを検討したい
- カ その他（直接回答欄にご記入ください）

(4) 医療観察法対象者の地域処遇の体制に関し、「地域における処遇のガイドライン」「都道府県で定めている処遇の運営要領」に基づく所内体制の整備について、該当する記号を回答欄にご記入下さい。

- ア 運営要領等に基づき体制を整備した
- イ 今後、運営要領等を確認し体制を検討する
- ウ 通常の体制で対応する
- エ 医療観察法に基づく地域処遇の体制を整備する予定はない
- オ その他（直接回答欄にご記入ください）

(5) 医療観察法対象者に対する印象（イメージ）についてお聞きします。該当する記号を回答欄にご記入ください。（複数回答可）

- ア 処遇困難事例である
- イ 犯罪者であるため、司法が対応すべきである
- ウ 一般的な精神障害者と同様な事例であり、特別な印象はない
- エ その他（直接回答欄にご記入ください）

※関与のなかった市町村については、以上で終了です。

設問Ⅲ 地域処遇における関与の実際についてお聞かせください。

(1) これまで関与した対象者数（実数）について、回答欄にご記入ください。
(平成19年11月30日現在)

(2) どの段階で関与を開始したのか、関与を開始した時期ごとに、事例数をご記入ください。

- ア 医療観察法による鑑定中から
- イ 医療観察法による入院中から
- ウ 医療観察法による通院中から
- エ 医療観察法による処遇終了時点から（医療観察法の終了）
- オ 医療観察法において不処遇になった時点から
(医療観察法を適用しない決定：対象外)

(3) 関与の体制について、該当する記号を回答欄にご記入ください。

- ア 一般の精神保健福祉サービスと同様の体制で関与している
 - ① 1人で対応
 - ② 複数人で対応
- イ 特別体制で関与している
 - ① 1人で対応
 - ② 複数人で対応

(4) 関与しているすべての職種について、該当する記号を回答欄にご記入ください。

- ア 医師
- イ 保健師
- ウ 看護師
- エ 精神保健福祉士
- オ 臨床心理技術者
- カ その他（直接回答欄にご記入ください）

(5) 関与した事例について、該当する記号を回答欄にご記入ください。

- ア 新規事例（新たに医療観察法として対応する場合）
- イ 継続事例（医療観察法開始以前を含め、従来から関与していたこと）

(6) 「(5)イ 継続事例」への関与を開始した状況ごとに事例数を回答欄にご記入ください。

- ア 本人・家族からの相談

- イ 近隣からの苦情
- ウ 警察からの相談
- エ 関係機関からの紹介
- オ その他（直接回答欄にご記入ください）

（7）地域処遇で実施した関与（サービス）について、該当する記号を回答欄にご記入ください。（複数回答可）

- ア 面接
- イ 訪問
- ウ 電話
- エ ケア会議等への参加
- オ ホームヘルパーの利用
- カ 相談支援事業所・地域生活支援センター・地域活動支援センターの利用
- キ その他の社会復帰施設等の利用
- ク その他（直接回答欄にご記入ください）

（8）地域処遇を行うに当たって、連携している機関について該当する記号を回答欄にご記入ください。（複数回答可）

- ア 障害福祉担当 イ 保健担当 ウ 生活保護担当 エ 精神保健福祉センター
- オ 保護観察所 カ 相談支援事業所 キ 社会復帰施設 ク 保健所
- ケ 指定入院医療機関 コ 指定通院医療機関 サ 精神科病院
- シ 精神科診療所 ス その他（直接回答欄にご記入ください）

（9）貴市町村内で行っている医療観察法について活用できる地域ネットワークについて該当する記号を回答欄にご記入ください。（複数回答可）

- ア 地域連絡会議
- イ 地域処遇に係る事例検討会（ケア会議も含む）
- ウ 地域処遇に係る研修会
- エ 保健所との共催事業
- オ その他（直接回答欄にご記入下さい）

（10）市町村における地域処遇上の関与に係る課題について、該当する記号を回答欄にご記入ください。（複数回答可）

- ア 継続的な日常生活の支援を行う時間的余裕がない
- イ 精神保健福祉専門の担当課がない
- ウ 精神保健福祉を専門とする職員がいない